

多摩区地域包括ケアシステムDVD貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市が示す地域包括ケアシステム推進ビジョンの理念を共有し、多摩区における取組を広く区民に周知することを目的に多摩区役所地域ケア推進課（以下「所管課」という）が作成した多摩区地域包括ケアシステムDVD「地域のつながり・支え合い地域包括ケアシステム川崎市多摩区Ver. 4.0（19分6秒）」（以下「DVD」という）を業務に支障のない範囲において、貸出すことについて必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、DVD（1枚）とし、再生または投影する装置は含まれない。

(貸出対象)

第3条 DVDの貸出しを受けようとする者は、DVDを適正に管理できる者とする。ただし、使用目的が次のいずれかに該当する場合はDVDの貸出しを受けることができない。

- (1) 営利活動、宗教活動、または政治活動と推定される場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する場合
- (3) その他、多摩区役所地域ケア推進課長（以下「所管課長」とする）が不相当と認めた場合

(DVDの貸出期間)

第4条 DVDの貸出期間は15日以内とする。ただし、所管課長が認めた場合はこの限りではない。

(DVDの申込方法)

第5条 貸出しを受けようとする者は、多摩区地域包括ケアシステムDVD貸出申込書（様式第1号）を所管課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の申込書は、貸出希望日の1か月前に当たる月の1日から当日まで提出することができる。

3 所管課長が貸出しを受けようとする者の申込内容について適当と認めたときは、貸出しを承認する。なお、申込みが複数となった場合は先着順とする。

(DVDの貸出方法)

第6条 DVDは所管課の窓口で受け取る。使用が終わったときは、借受前の原状に復し、速やかに所管課の窓口にて返却しなければならない。

2 申込書の提出、DVDの貸出し及び返却できる時間は所管課の開庁時間内（8時30分～12時、13時～17時）とする。

(使用料)

第7条 物品等の貸出しに係る使用料は、無料とする。

(貸出しの変更等)

第8条 所管課長は、DVDの貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、貸出条件の変更又は貸出しを中止することができる。また、これにより生じた損害等については、所管課は一切その責任を負わない。

- (1) 貸出しを受けた者がこの要領に定める事項に従わないとき
- (2) 貸出物品を所管課が業務により使用するとき
- (3) 故障又は破損等により使用することができなくなったとき
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき
- (5) その他やむを得ない事由が発生したとき

(管理責任)

第9条 貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) DVDの破損又は紛失等のないよう管理し、破損又は紛失等があった場合には速やかにその旨を所管課長に届け出なければならない。
- (2) DVDを第三者に転貸・譲渡してはならない。
- (3) DVDを複製し、販売または配信してはならない。
- (4) 貸出時と返却時には、DVDの状態について所管課窓口にて確認を受けなければならない。

(事故の発生責任)

第10条 DVDの使用により、貸出しを受けた者が被った被害又は第三者に与えた損害に対しては、貸出しを受けた者の責任において処理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 所管課長は、貸出しを受けた者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう）を川崎市個人情報保護条例及びその他関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

2 多摩区地域包括ケアシステムDVD貸出申込書（様式第1号）の保管期間は1年間とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は所管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月27日より施行する。

この要領は、平成31年4月1日より施行する。